

# 袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル

## 水 害 編

平成22年 8 月

(平成27年 6 月修正)

(平成29年 1 月修正)

(平成30年 4 月修正)

(平成30年 6 月修正)

(令和 3 年 5 月修正)

(令和 5 年 4 月修正)

## 目 次

	頁
1 水 害	
（1）水害の種類	3
ア 外水氾濫	
イ 内水氾濫	
（2）外水氾濫	3
ア 避難指示等の対象となる避難すべき区域	
イ 避難情報の発令基準	
（3）内水氾濫	10
ア 避難指示等の対象となる避難すべき区域	
イ 避難情報の発令基準	
（4）避難情報の発令の判断基準	14
ア 避難情報発令の時期への配慮	
（5）水位・雨量情報の入手方法	15
ア 水位情報	
イ 雨量情報	
ウ 留意事項	
（6）避難情報の伝達方法	17
ア 避難情報の伝達先・伝達方法	
イ 避難行動要支援者への伝達方法	
（7）避難情報の伝達文（例）	19
2 参考資料	
（1）連絡先一覧表	21
ア 関係機関連絡先	
イ 報道機関連絡先	
ウ 福祉関係者連絡先	
（2）判断水位の設定一覧表	23
（3）関連用語	24
（4）避難情報判断フロー	27
【例1】（外水氾濫 原野谷川 避難情報判断フロー）	
【例2】（外水氾濫 敷地川 避難情報判断フロー）	
【例3】（内水氾濫 蟹田川、松橋川 避難情報判断フロー）	

# 1 水 害

## (1) 水害の種類

### ア 外水氾濫

堤防を有さない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が高速流で流れ出し、浸水深や浸水域が一気に増加する現象

### イ 内水氾濫

河川の水位上昇によりこれに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降雨量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象

## (2) 外水氾濫

### ア 避難指示等の対象となる避難すべき区域

#### (ア) 「避難すべき区域」の設定基準

- a 想定し得る最大規模の降雨（24時間総雨量629.5mm）において、想定浸水深が50cm（床上浸水）を超える区域
- b 氾濫流や河岸浸食による家屋倒壊等の恐れのある区域
- c 浸水が3日以上継続する恐れのある区域
- d 上記3項目等を基本に、総合的に判断し設定

#### (イ) 避難指示等の対象となる「避難すべき区域」一覧

※**罫**は優先的に開設する指定緊急避難場所、**太字**は災害対策本部の支部

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
太田川	①三川地区	三川小学校、 <b>三川コミュニティセンター</b>
	②今井地区	<b>今井小学校</b> 、今井コミュニティセンター、クラウンメロン支所
	③宇刈地区	<b>山名小学校</b> 、山梨こども園
	④上山梨地区	月見の里学遊館、 <b>山名コミュニティセンター</b>
	⑤下山梨地区	<b>周南中学校</b>

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
太田川	<p>⑥袋井北地区、⑦袋井北四町地区</p> <p>⑧川井地区、⑨袋井西地区、⑩田原地区</p> <p>⑪笠原地区</p> <p>⑫浅羽北地区、⑬浅羽東地区</p> <p>⑭浅羽西地区</p> <p>⑮浅羽南地区</p>	<p><b>袋井北小学校</b>、若草こども園、<b>袋井北コミュニティセンター</b>、袋井商業高校、袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）</p> <p><b>袋井中学校</b>、<b>袋井西小学校</b></p> <p><b>笠原小学校</b>、中遠クリーンセンター、笠原こども園、風見の丘、旧笠原保育所、岡崎会館、笠原コミュニティセンター、プラザホール</p> <p><b>浅羽北コミュニティセンター</b>、メロープラザ、浅羽東こども園、浅羽東小学校、浅羽北幼稚園、浅羽北小学校、浅羽中学校</p> <p><b>浅羽西コミュニティセンター</b></p> <p><b>浅羽南小学校</b></p>
敷地川	<p>①三川地区</p> <p>②今井地区</p>	<p>三川小学校、<b>三川コミュニティセンター</b></p> <p><b>今井小学校</b>、今井コミュニティセンター、クラウンメロン支所</p>
一宮川	①三川地区	三川小学校、 <b>三川コミュニティセンター</b>
小藪川	<p>①三川地区</p> <p>②今井地区</p>	<p>三川小学校、<b>三川コミュニティセンター</b></p> <p><b>今井小学校</b>、今井コミュニティセンター、クラウンメロン支所</p>
原野谷川	①袋井北地区、②袋井北四町地区	<p><b>袋井北小学校</b>、若草こども園、<b>袋井北コミュニティセンター</b>、袋井商業高校</p> <p>袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）</p>

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
原野谷川	<p>③袋井東一地区、④袋井東二地区</p> <p>⑤方丈地区、⑥袋井地区、⑦川井地区、⑧袋井西地区、⑨田原地区</p> <p>⑩愛野地区</p> <p>⑪駅前地区、⑫高尾地区</p> <p>⑬高南地区</p> <p>⑭笠原地区</p> <p>⑮浅羽北地区、⑯浅羽東地区</p> <p>⑰浅羽西地区</p> <p>⑱浅羽南地区</p>	<p><b>袋井東小学校</b>、<b>袋井東コミュニティセンター</b></p> <p><b>袋井中学校</b>、<b>袋井西小学校</b></p> <p><b>袋井南中学校</b>、袋井高校、静岡理科大学、小笠山総合運動公園</p> <p><b>袋井南小学校</b>、袋井南コミュニティセンター、旧袋井南保育所</p> <p><b>高南小学校</b>、<b>高南コミュニティセンター</b>、袋井体育センター、サンライフ袋井、袋井特別支援学校、</p> <p><b>笠原小学校</b>、中遠クリーンセンター、笠原こども園、風見の丘、旧笠原保育所、岡崎会館、笠原コミュニティセンター、プラザホール</p> <p><b>浅羽北コミュニティセンター</b>、メロープラザ、浅羽東こども園、浅羽東小学校、浅羽北幼稚園、浅羽北小学校、浅羽中学校</p> <p><b>浅羽西コミュニティセンター</b></p> <p><b>浅羽南小学校</b></p>
逆川	①愛野地区	<b>袋井南中学校</b> 、袋井高校、静岡理科大学、小笠山総合運動公園
宇刈川	<p>①宇刈地区</p> <p>②袋井北地区、③袋井北四町地区</p> <p>④袋井東一地区、⑤袋井東二地区</p>	<p><b>山名小学校</b>、山梨こども園</p> <p><b>袋井北小学校</b>、若草こども園、<b>袋井北コミュニティセンター</b>、袋井商業高校、袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）</p> <p><b>袋井東小学校</b>、<b>袋井東コミュニティセンター</b></p>

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
宇刈川	⑥方丈地区、⑦袋井地区、⑧川井地区、⑨袋井西地区、⑩田原地区  ⑪浅羽北地区	<b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>  <b>浅羽北コミュニティセンター</b> 、メロープラザ、浅羽東こども園、浅羽東小学校、浅羽北幼稚園、浅羽北小学校、浅羽中学校
蟹田川	①田原地区	<b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>
小笠沢川	①高南地区  ②高尾地区	<b>高南小学校</b> 、 <b>高南コミュニティセンター</b> 、袋井体育センター、サンライフ袋井、袋井特別支援学校、  <b>袋井南小学校</b> 、袋井南コミュニティセンター、旧袋井南保育所

(ウ) 留意事項

- a 破堤時の氾濫水は、家屋を破壊するほどの高エネルギーで一気に押し寄せるため、堤防近傍の住民は破堤前の避難完了が必要である。
- b 破堤時は、浸水深、浸水区域も一気に増加するため、低地で氾濫流が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要である。
- c 内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となる場合や、急流河川は、浸水が深くなくても氾濫水の流速が早く、避難することが危険な場合があることから、既に浸水が始まっている場合には、次の項目に留意する。
  - (a) 浸水深が50cmを上回る場所での避難行動は危険
  - (b) 流速が早い場合、浸水深が20cm程度でも歩行不可能
  - (c) 用水路等への転落の恐れがある場所は、道路冠水が10cm程度でも危険
  - (d) 歩行等が危険な状態になった場合、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難することが効果的

d 「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

e 「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

## イ 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測（大雨（浸水）・洪水警報、解析雨量・降水短時間予報等）や河川の水位や漏水の巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。

### （ア）洪水予報河川

河川名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
太田川	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.3m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	①氾濫危険情報が発表された場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.6m（氾濫危険水位）を観測した場合	①磐田市新貝観測所の水位が4.6m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
原野谷川	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②袋井市山名観測所の水位が6.5m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	①氾濫危険情報が発表された場合 ②袋井市山名観測所の水位が7.0m（氾濫危険水位）を観測した場合	①袋井市山名観測所の水位が7.0m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合

(イ) 水位周知河川

河川名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
敷地川 一宮川	①磐田市笠梅橋観測所の水位が5.4m（避難判断水位）を観測した場合	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表された場合 ②磐田市笠梅橋観測所の水位が5.84m（氾濫危険水位）を観測した場合	①磐田市笠梅橋観測所の水位が5.84m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
逆川	①掛川市細田観測所の水位が5.2m（避難判断水位）を観測した場合	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表された場合 ②掛川市細田観測所の水位が6.1m（氾濫危険水位）を観測した場合	①掛川市細田観測所の水位が6.1m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
宇刈川	①久能・横手橋観測所の水位が2.8m（避難判断水位）を観測した場合	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表された場合 ②久能・横手橋観測所の水位が3.2m（氾濫危険水位）を観測した場合	①久能・横手橋観測所の水位が3.2m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合

氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報は、県管理河川のうち、太田川、原野谷川について、静岡県（袋井土木事務所）から発表される情報

(ウ) 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

河川名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
小藪川	①深見・六才橋観測所の水位が3.3m(避難判断水位:堤防高×0.65)を観測した場合	①深見・六才橋観測所の水位が3.9m(氾濫危険水位:堤防高×0.75)を観測した場合	①深見・六才橋観測所の水位が3.9m(氾濫危険水位:堤防高×0.75)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
蟹田川	①彦島・彦島大橋観測所の水位が3.6m(避難判断水位:堤防高×0.65)を観測した場合	①彦島・彦島大橋観測所の水位が4.2m(氾濫危険水位:堤防高×0.75)を観測した場合	①彦島・彦島大橋観測所の水位が4.2m(氾濫危険水位:堤防高×0.75)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
小笠沢川	①上田町・上田橋観測所の水位が1.9m(避難判断水位:堤防高×0.65)を観測した場合	①上田町・上田橋観測所の水位が2.2m(氾濫危険水位:堤防高×0.75)を観測した場合	①上田町・上田橋観測所の水位が2.2m(氾濫危険水位:堤防高×0.75)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合

台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

### (3) 内水氾濫

#### ア 避難指示等の対象となる避難すべき区域

##### (ア) 「避難すべき区域」の設定基準

- a 過去の浸水実績（七夕豪雨、平成10年豪雨、平成16年豪雨、平成24年豪雨）で宅地浸水が発生した区域
- b 下流に排水機場があり、水門操作や運転状況により浸水の拡大が想定される区域
- c 上記2項目等を基本に、総合的に判断し設定する。

##### (イ) 内水氾濫に係る「避難すべき区域」一覧

※**囲い**は優先的に開設する指定緊急避難場所、**太字**は災害対策本部の支部

※対象地区は、各自治会内の一部内水氾濫常襲区域のみ。

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
蟹田川 松橋川	①今井地区（横井）  ②袋井西地区（木原、西田） ③川井地区（川井西第二、川井西第一）、 ④田原地区（上新池、下新池、松袋井、彦島）	<b>今井小学校</b> 、今井コミュニティセンター、クラウンメロン支所  <b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>
沖之川 鷺巣川 村松西排水路 大谷川排水路 国本排水路	①袋井地区（新町、本町、永楽町） ②袋井北四町地区（旭町、葵町） ③袋井北地区（鷺巣上、鷺巣下）  ④袋井東一地区（久津部西、新屋） ⑤袋井東二地区（村松西、村松下）	<b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>  <b>袋井北小学校</b> 、若草こども園、 <b>袋井北コミュニティセンター</b> 、袋井商業高校、総合体育館  <b>袋井東小学校</b> 、 <b>袋井東コミュニティセンター</b>
秋田川	①高南地区（柳原、南町、小川町、清水町）  ②高尾地区（田端、下地、大門二丁目、大門三丁目）	<b>高南小学校</b> 、 <b>高南コミュニティセンター</b> 、袋井体育センター、サンライフ袋井、袋井特別支援学校  <b>袋井南小学校</b> 、袋井南コミュニティセンター、旧袋井南保育所

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
東部川 (諸井)	①浅羽北地区 (諸井)	<b>浅羽北コミュニティセンター</b> 、 浅羽東小学 校、浅羽東こども園、 浅羽北小学校、浅羽中学校、メロープラザ
弁財天川 東部川 (浅羽)	①浅羽北地区 (浅羽、浅名)	<b>浅羽北コミュニティセンター</b> 、 浅羽東小学校、浅羽東こども園、 浅羽北小学校、浅羽中学校、メロープラザ
鳥羽野排 水路	①浅羽西地区 (風の街、富里上)	<b>浅羽西コミュニティセンター</b>

(ウ) 留意事項

- a 外水氾濫よりも浸水深は浅いが地下施設等では生命に係る災害となる。
- b 小河川の氾濫は、本川の水位上昇によって徐々に進行するが、水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位が一気に上昇する。
- c 「外水氾濫に係る区域」と「内水氾濫に係る区域」に共通している区域については、内水氾濫が起こった後に、外水氾濫による浸水が重なって発生する可能性が高い。その際、内水氾濫に対する避難所が外水氾濫時に孤立してしまうことも考えられる。
- d 特に内水氾濫に係る区域では、アンダーパス（ガード下）や地下歩道等が水没することに注意する。

## イ 避難情報の発令基準

各河川が規定の水位に達したら、危機管理課は浸水想定区域等の自治会長（小川町、川井西第一、久津部西、諸井等）へ電話連絡するなど、対象住民へ避難行動を促す。

- ・第1警報：危険な場所に住んでいる高齢者等は避難、車の移動等開始
- ・第2警報：危険な場所に住んでいる人は全員避難
- ・安全確保：立ち退き避難ができない。浸水が発生している可能性有り。2階以上への避難など命を守る行動をとる

河川名	第1警報	第2警報	安全確保
蟹田川 松橋川	①浸水センサー(川井観測所)の水位が10cm(車両通行可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(新池観測所)の水位が、3.3mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	①浸水センサー(川井観測所)の水位が30cm(徒歩移動可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(新池観測所)の水位が、3.5mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	①浸水センサー(川井観測所)の水位が50cm(床上浸水)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(新池観測所)の水位が、3.7mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき
沖之川 鷺巣川 村松西排水路 大谷川排水路 国本排水路	①浸水センサー(村松観測所)の水位が10cm(車両通行可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる ②水位計(村松観測所)の水位が、2.4mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	①浸水センサー(村松観測所)の水位が20cm(徒歩移動可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(村松観測所)の水位が、2.5mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	①浸水センサー(村松観測所)の水位が50cm(床上浸水)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(村松観測所)の水位が、2.8mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき

河川名	第1警報	第2警報	安全確保
秋田川	<p>①浸水センサー(小川町観測所)の水位が0cm(車両通行可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②水位計(小川町観測所)の水位が、1.9mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p>	<p>①浸水センサー(小川町観測所)の水位が15cm(徒歩移動可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②水位計(小川町観測所)の水位が、2.1mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき</p>	<p>①浸水センサー(小川町観測所)の水位が50cm(床上浸水)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②水位計(小川町観測所)の水位が、2.3mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき</p>
東部川 (諸井)	<p>①浸水センサー(諸井観測所)の水位が10cm(車両通行可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p>	<p>①浸水センサー(諸井観測所)の水位が30cm(徒歩移動可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p>	<p>①浸水センサー(諸井観測所)の水位が50cm(床上浸水)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p>
弁財天川 東部川 (浅羽)	<p>①一部道路の冠水が始まると予想される場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が2時間以上続いた場合</p>	<p>①一部道路の冠水が始まった場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が3時間以上続いた場合</p>	<p>①宅地内浸水が始まった場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が4時間以上続いた場合</p>
鳥羽野排水路	<p>①一部道路の冠水が始まると予想される場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が2時間以上続いた場合</p>	<p>①一部道路の冠水が始まった場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が3時間以上続いた場合</p>	<p>①宅地内浸水が始まった場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が4時間以上続いた場合</p>

#### (4) 避難情報の発令の判断基準

対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 「高齢者等避難」	<p>【災害のおそれあり】</p> <p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</p> <p>②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</p>
警戒レベル4 「避難指示」	<p>【災害のおそれ高い】</p> <p>①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <p>①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</p> <p>②1階部分が浸水する避難所等への避難については、移動段階で浸水による危険に遭遇する確率が高いため、突発的な破堤に対する一時的避難場所も考慮する必要がある。</p>
警戒レベル5 「緊急安全確保」	<p>【災害発生又は切迫】</p> <p>①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>③人的被害の発生した状況</p>	<p>【命の危険、直ちに安全確保】</p> <p>①避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</p> <p>②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる</p>

#### ア 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難指示等を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達手法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を確保する。

## (5) 水位・雨量情報の入手方法

### ア 水位情報

方法	住民入手	アクセス方法
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>
袋井土木事務所からの情報 (洪水予報等)	---	(FAX受信・電話)
袋井市ホームページ (気象観測情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp">http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp</a> ( <a href="http://fukuroi.tenki.ne.jp">http://fukuroi.tenki.ne.jp</a> )
袋井市河川水位観測者からの 情報	---	デジタル地域防災無線 (移動局)

### イ 雨量情報

方法	住民入手	アクセス方法
袋井市ホームページ (気象観測情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp">http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp</a> ( <a href="http://fukuroi.tenki.ne.jp">http://fukuroi.tenki.ne.jp</a> )
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>
気象庁ホームページ	○	ホームページアドレス <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>

### ウ 留意事項

運用に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 避難判断水位等の水位情報や気象警報などの重要な情報については、発信者である袋井土木事務所や静岡地方气象台等に、上流域の降雨や水系全体の水位変化の状況、他市町での被害状況、降雨状況の見通しなど、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。

- (イ) 西部地域局、警察など関係機関と、被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、水防団、自主防災隊とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- (ウ) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報を把握するほか、県のふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）で近隣市町の被害情報等について把握するとともに、県の土木総合防災情報システム（サイポスレーダー）で雨量水位情報を把握すること。
- (エ) 同一の災害で同一のタイミングで発令される避難指示等であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあることに留意すること。
- (オ) 自然現象のため不測の事態等も想定され、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の二階等に避難することが適切である場合もあることを想定しておくこと。

## (6) 避難情報の伝達方法

### ア 避難情報の伝達先・伝達方法

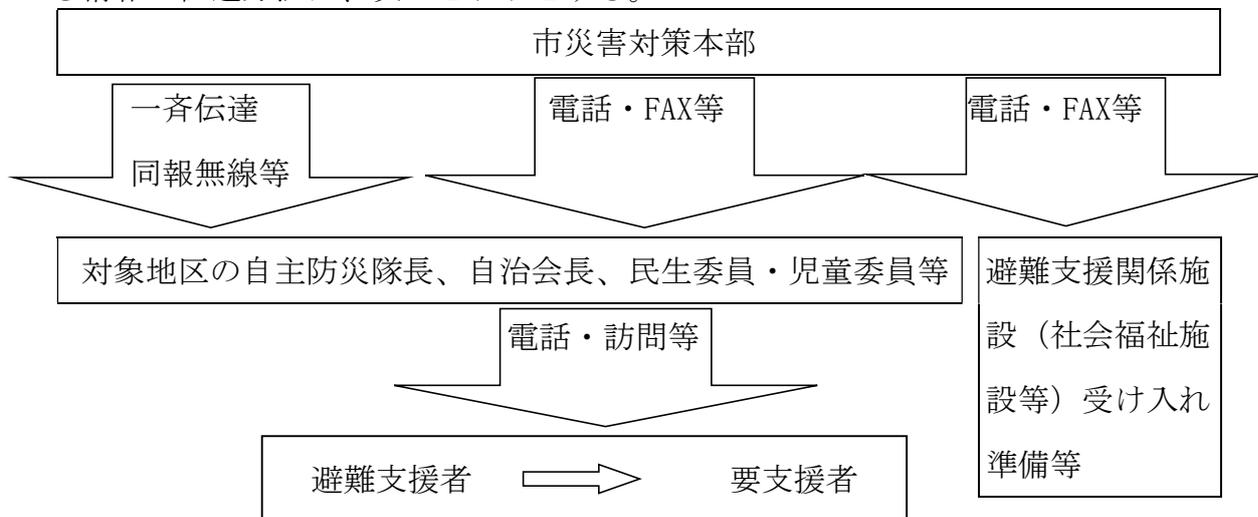
避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は、次のとおりとする。

伝達先		伝達方法	伝達担当班
住民等	住民	同報無線 市ホームページ Lアラート (テレビ・ラジオ等) メローねっと 市広報車 消防車 緊急速報メール	広報班、統括班 広報班 統括班、広報班 広報班、統括班 建設班 消防団 統括班
	自治会連合会長・自治会長	電話・FAX	統括班
防災関係機関	静岡県危機管理部危機対策課 静岡県西部地域局 静岡県袋井土木事務所	デジタル地域防災無線 電話・FAX FUJISANシステム	情報班 情報班 統括班
報道機関	新聞社・テレビ・ラジオ・ケー ブルテレビ	電話・FAX	広報班
医療・福祉関 係機関	災害時における応援協定を結 ぶ民間社会福祉施設 (福)明和会袋井学園等 他施設	電話・FAX	要配慮者支援班
市関係機関	区域内の(避難所)公共施設	デジタル地域防災無線 電話	情報班
	市職員	職員メール	統括班

※ 住民等への連絡において、地域防災無線、電話等を使えない場合は、災害対策本部支部職員等が伝令を行ったり、広報車による呼びかけを行う。

## イ 避難行動要支援者への伝達方法

浸水被害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などを行うことが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する情報の伝達方法は、次のとおりとする。



なお、要支援者が適切に避難できるよう「高齢者等避難」を発令する時期は、要支援者の避難に要する時間を60分と想定し設定する。

### (ア) 避難行動要支援者計画（個別計画）の策定

要支援者の避難支援体制の整備を目的に「袋井市避難行動要支援者計画」を策定、毎年、この全体計画に基づき、要支援者一人ひとりの避難方法を記載した「個別計画」の策定及び更新を行う。

### (イ) 共助による避難行動の体制構築及び訓練の実施

策定された個別計画が生かされるように、平常時から避難支援者と要支援者、地域の役員との避難行動の体制の構築と訓練を実施する。

### (ウ) 要支援者への情報伝達体制の整備

上記により作成された個別計画を地域の自治会長、自主防災隊長、民生委員・児童委員、避難支援者が共有することにより、避難情報が発令された場合、要支援者へ迅速に情報が伝達される体制を整備する。

### (エ) 情報手段の確保

要支援者個人ごとに情報伝達手段の確保のため、携帯電話を利用した情報配信（メローねっと・緊急速報メール）等の個別の連絡手段の普及、整備に努める。

また、情報伝達体制の確認、検証を行うため地域における要支援者への情報伝達訓練の実施を推進する。

## (7) 避難情報の伝達文(例)

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

### ■警戒レベル3「高齢者等避難」の伝達文

こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・現在、袋井市に大雨、洪水警報が発表されています。
- ・〇〇川の水位が上昇し、今後、〇〇川があふれる恐れがあります。
- ・〇〇川の水位が、避難判断水位に到達しました。

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

- ・〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

### ■警戒レベル4「避難指示」の伝達文

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・現在、袋井市に大雨、洪水警報が発表されています。
- ・〇〇川の水位が更に上昇し、大変危険な状況です。
- ・〇〇川の水位がはん濫危険水位を超え、堤防から水があふれる危険があります。

このため、〇時〇分に〇〇地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

- ・〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい。

■警戒レベル5「緊急安全確保」の伝達文

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・〇〇川の水位が〇〇地区付近で堤防を超え、氾濫が発生しました。
- ・〇〇川の水位がすでに堤防を超え、氾濫しているおそれがあります。

このため、〇時〇分に〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

- ・〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- ・避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。



イ 報道機関連絡先

報道機関	電話番号	FAX番号
静岡新聞社 袋井支局	0538-45-0464	0538-42-0977
中日新聞 袋井通信部	0538-42-3416	0538-45-0015
朝日新聞 浜松支局	053-452-3105	053-452-3106
読売新聞社 掛川通信部	0537-22-2558	0537-22-2574
毎日新聞社 浜松支局	053-453-2181	053-459-0333
日本経済新聞社 浜松支局	053-452-8593	053-456-1857
産経新聞 静岡支局	054-255-5026	054-205-0038
静岡第一テレビ 浜松支局	053-456-7577	053-452-1780
静岡第一テレビ 掛川支局	0537-29-6100	0537-29-6100
NHK 浜松支局	053-451-5000	053-451-5020
SBS静岡放送 浜松総局	053-455-3358	053-455-3330
テレビ静岡 掛川支局	0537-29-5129	0537-29-5129
静岡朝日テレビ 浜松総支社	053-456-2800	053-456-2801
K-mix (浜松)	053-457-1154	053-457-1174
SBS静岡放送ラジオ局	054-284-8955	054-284-9021
K-mix (静岡)	054-275-0315	054-255-1208
浜松エフエム放送 (FMハロー)	053-458-8600	053-458-8611
浜松ケーブルテレビ (株)	053-445-2878	053-445-2881
時事通信社 浜松支局	053-453-4335	053-452-7474
共同通信社 静岡支局	054-286-1251	054-284-3959
建通新聞社 静岡支社浜松支局	053-453-0908	053-453-8974

ウ 福祉関係者連絡先

名称 (住所)	電話番号 (市外局番 :0538)	FAX番号 (市外局番 :0538)
袋井学園 (袋井市広岡4296)	42-3228	42-3229
あきは寮 (袋井市横井233)	38-2080	38-2374
明和苑 (袋井市宇刈850-1)	49-1555	49-1556
ケアハウス紅紫萩 (袋井市高尾1468)	43-0041	43-7701
萩の花 (袋井市高尾1439-1)	45-3007	45-3110
デンマーク牧場福祉会ティアコニア (袋井市山崎5902-167)	23-0380	23-0383
萬松の里 (袋井市久能2914-4)	48-5111	48-5100
紫雲の園 (袋井市浅名1577-1)	23-4710	23-4891
なごみかぜ工房 (袋井市小山984)	45-2771	45-1070
ラクラス可睡の杜 (袋井市可睡の杜51-7)	30-1300	30-1301
袋井ゆうあいの里 (袋井市小山1410-1)	45-2311	45-2312

## (2) 判断水位の設定一覧表

### ア 洪水予報河川

河川名	水位 観測地点	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
太田川	新貝	3.0m	3.5m	4.3m	4.6m
原野谷川	山名	5.0m	5.7m	6.5m	7.0m

### イ 水位周知河川

河川名	水位 観測地点	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
敷地川	笠梅橋	3.9m	4.4m	5.4m	5.84m
逆川	細田	2.6m	4.5m	5.2m	6.1m
宇刈川	横手橋	1.8m	2.7m	2.8m	3.2m

### ウ 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

河川名	水位 観測地点	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
小藪川	六才橋	2.6m	3.1m	3.3m	3.9m
蟹田川	彦島大橋	2.8m	3.3m	3.6m	4.2m
小笠沢川	上田橋	1.5m	1.8m	1.9m	2.2m

### (3) 関連用語

用語 よみ	意味
<b>あ行</b>	
アンダーパス あんだーぱす	道路が鉄道路線や他の道路、河川等との交差において、立体的にその施設の下をくぐり通し、交差させ、スムーズな交通の流れにするための交差の仕方を言う。
安全確保 あんぜんかくほ	内水氾濫において、立ち退き避難ができない。浸水が発生している可能性有り。2階以上への避難など命を守る行動をとる。
溢水・越水 いっすい・えっすい	川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水（いっすい）」、堤防のあるところでは「越水（えっすい）」を使う。
<b>か行</b>	
外水氾濫 がいすいはんらん	堤防を有さない河川では、水位の上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象。堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量の氾濫流が高速で流れ出し浸水深や浸水域が一気に増加する現象
河岸浸食 かがんしんしょく	河岸が大雨の洪水流等により、浸食されること。
冠水 かんすい	田畑や作物などが水をかぶること。
危険水位 きけんすい	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れのある水位
緊急安全確保 きんきゆうあんぜんかくほ	災害が発生もしくは発生していると思われるときに発せられる情報
警戒水位 けいかいすい	出水時に災害が起こる恐れがある水位。水防法の「水防警戒対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位
決壊 けっかい	堤防が崩壊し、川の水が堤防から流れ出すこと。
洪水 こうずい	河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、及び破堤または堤防からの越水が起こり河川敷の外側に水が溢れること。
洪水予報 こうずいよほう	大雨などにより災害が発生する恐れがある場合に出される。気象庁が発表する洪水予報と国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報がある。国土交通省は二つ以上の都府県にわたる河川、または流域面積の大きい河川で大きな損害が生ずるおそれがあるとして指定している。
高齢者等避難 こうれいしゃとうひなん	避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかける情報

さ行	
災害対策本部 さいがいたいさくほんぶ	都道府県又は市町村の地域で災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市長村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。
サイポスレーダー	静岡県土木総合防災情報のことで、降雨量、河川水位の観測データを配信するシステム
時間雨量 じかんうりょう	正時と正時の間（例：9時～10時）の1時間の雨量。 「10時の時間雨量」は、9時～10時の時間雨量であることを示す。
自主防災組織 じしゅぼうさいそしき	「自分達が生活地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織
指定緊急避難場所 していきんきゅうひなんばしよ	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、命を守るため、その危険から緊急的に逃れる避難場所として、洪水や津波などの災害の種類ごとに定めている。
浸水 しんすい	もの（住宅等）が水にひたったり、水が入り込むこと。床下浸水、低地の浸水など。
浸水想定区域図 しんすいそうていくいきず	洪水予報指定河川において計画で想定している洪水が発生したときに、被害が想定される沿線地域を対象として、万が一破堤した場合の浸水想定区域及びその水深を示したもの。
水位 すいゐ	川の水面の高さ。多くは川底からの高さで表現される。
た行	
第1警報 だいいちけいほう	内水氾濫において、危険な場所に住んでいる高齢者等は避難、車の移動等開始
第2警報 だいにけいほう	内水氾濫において、危険な場所に住んでいる人は全員避難
同報無線 どうほうむせん	同時通報無線システムのこと。
特別警戒水位 とくべつけいかいすゐ	警戒水位を超える水位で避難判断の参考のひとつとなる水位
土砂災害 どしゃさいがい	大雨や地震が誘因となって、崖が崩れだし土砂や石の混ざった水が谷や川から流出することで人命・財産の損害をもたらす現象を示す。土砂災害の発生原因となる自然現象には土石流・がけ崩れ、地すべりなどがある。
な行	
内水氾濫 ないすいはんらん	河川の水位上昇によりこれに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降雨量に対して小河川などの

	処理能力が追いつかない場合に発生する現象
<b>は行</b>	
排水機場 はいすいきじょう	河川の水を強制的に排水するために設けられた排水ポンプを備えた施設のこと。
破堤 はてい	堤防が決壊すること。
氾濫注意水位 はんらんちゅういすい	氾濫の起こる恐れがあり、注意を要する水位のこと。
氾濫危険水位 はんらんきけんすい	氾濫により被害の発生がする可能性が非常に高いと判断する水位のこと。
避難指示 ひなんしじ	被害の危険が切迫したときに発せられる情報
避難所 ひなんじょ	被災により自宅等で生活できない場合や、被害の恐れのある場合に、住民を受け入れ、保護する施設のこと。
避難情報 ひなんじょうほう	避難に必要な情報のことで、ここでは「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」のことをいう。
避難判断水位 ひなんはんだんすい	氾濫により被害の発生がする可能性が明らかに高まり、避難行動を開始しなければいけないと判断する水位のこと。
樋門・樋管 ひもん・ひかん	川から取水したり川へ排水するために、堤防を横切って埋設して作られた水路
ふじのくに防災情報 共有システム (FUJISAN) ふじのくにぼうさいじょう ほうきょうゆうしすてむ	静岡県総合防災情報支援システムのことで、各市町からの被災情報を報告をまとめ、状況を整理する機器のこと。
<b>ま行</b>	
メローねっと	袋井市情報提供サービスを行うシステムのことで、携帯電話等へ電子メールにより災害や気象情報等を発信している。
<b>や行</b>	
要支援者 ようしえんしゃ	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。 一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語を理解できない外国人等のこと。
<b>ら行</b>	
流速 りゅうそく	水などが流れる速さのこと。